



2016年7月1日

事務所ニュース Vol.212

社会保険の手続について

昨今、社会保険に関して「未加入事業所の社会保険の加入手続」の勧奨や、「社会保険事務に関する調査・確認の実施」などが以前にも増して行われています。この機会に社会保険の加入要件について今一度、確認しておきたいと思います。

◎強制適用・任意適用の事業所

社会保険（健康保険・厚生年金保険）について加入が課せられている事業所の範囲は次のとおりです。

*原則として事業所（工場・事務所等）を単位として加入します。

		法人	個人事業 (法定16業種)	個人事業 (法定16業種外)
健康 保険	労働者 5人 以上	強制 適用	強制 適用	任意 適用
厚生 年金 保険	労働者 5人 未満	強制 適用	任意 適用	任意 適用

※任意適用・・・強制適用事業所以外の事業所。従業員の2分の1以上の同意を得て加入の申請ができる。

※法人の場合、代表者1名でも強制適用事業所となります。但し個人事業主は加入できません。

◎社会保険（健康保険・厚生年金保険）の被保険者

1) 被保険者

適用事業所に常時使用される者（健康保険は75歳未満、厚生年金保険は70歳未満）は、国籍や年金受給の有無にかかわらず、被保険者となります。

2) パートタイマー

パートタイマーでも適用事業所と常用的使用関係にある場合は被保険者となります。常用的使用関係にあるかどうかは、労働日数・労働時間・就労形態・勤務内容等から総合的に判断します。原則として、1日または1週間の労働時間や1ヶ月の労働日数が、その事業所の正規の従業員のおおむね4分の3以上の場合は被保険者とされます。

◎社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用除外

被保険者とされない者は、次の通りです。

- ① 日々雇い入れる者。但し、1ヶ月を越えて引続き使用されようになった場合は、その日から被保険者となります。
- ② 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者。但し、所定の期間を超えて引続き使用されるようになった場合は、その日から被保険者となります。
- ③ 季節的業務に4ヶ月以内に使用される者。
- ④ 臨時の事業所に6ヶ月以内に使用される者。
- ⑤ 所在地が一定しない事業に使用される者。

◎70歳以上被用者該当・不該当届

被保険者が70歳以上被用者に該当したとき又は該当しなくなったとき「厚生年金保険70歳以上被用者該当・非該当届」の提出が必要です。

70歳以上被用者とは、70歳以上で厚生年金保険の適用事業所に新たに使用される人、又は被保険者が70歳到達後も継続して使用される場合で次の要件に該当する人です。

- ① 70歳以上の人
- ② 過去に厚生年金保険の被保険者期間を有する人

厚生年金保険の被保険者になったことがある人については、年金の受給権の有無又は年金請求の有無に関係なく届出が必要です。又、この届け出により老齢厚生年金の全部又は一部が支給停止になる場合があります。

* 「厚生年金をかけたくない！」又は年金受給者であって「年金支給停止が嫌だ！」と言う従業員がいる場合でも、適用事業所である限り被保険者となります。従って、被保険者にならないのであれば「パートタイマー」で述べたように、正規の従業員のおおむね4分の3未満の勤務形態で雇用する必要があります。

社会保険の調査で一番指摘される事項は、正規の従業員と同じ勤務形態であるにもかかわらず被保険者となっていない場合です。最悪の場合は2年間遡って保険料が徴収されます。そうならないためにも被保険者になっていない従業員の方の勤務形態の見直しを検討してみてもいいのではないでしょうか。

○当事務所からのお知らせ

- ・平成28年度 労働保険料第1期分の納付について

労働保険料第1期分納付がお済みでない事業所様は、至急ご入金をお願い致します。

- ・「賞与支払届」が年金事務所より届いた場合は、代表者印を押印して頂き当事務所までご送付下さい。賞与が不支給の場合でも提出が必要です。

用紙が届かないなどの場合は、当事務所にご連絡下さい。

後記

ムシムシとした日が続いていますが、皆様体調を崩されていませんか？

私は夏生まれのはずなのに近年のこの暑さにはついていけず、毎年脱水症状で倒れないように必死です。とは言え、夏といえば活動したくなる季節（笑）今年も水分補給を忘れず、元気に夏を満喫したいと思います。（H）

